

○奈良県特定非営利活動法人関係書類閲覧規程

平成十年十一月二十七日

奈良県告示第四百二十二号

奈良県特定非営利活動法人関係書類閲覧規程を次のように定める。

奈良県特定非営利活動法人関係書類閲覧規程

(趣旨)

第一条 この規程は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第三十条及び第五十六条(法第六十二条において準用する場合を含む。)並びに奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(平成二十五年三月奈良県条例第六十九号。以下「指定手續等条例」という。)第十四条の規定による特定非営利活動法人に係る書類の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四告示五六八・平二五告示三六三・一部改正)

(閲覧の場所)

第二条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年十月奈良県条例第七号)第六条及び第十一条並びに指定手續等条例第十四条の知事が指定する場所(以下「閲覧所」という。)は、次のとおりとする。

奈良市登大路町三〇番地 奈良県地域創造部県民くらし課内

(平二〇告示四八二・平二四告示五六八・平二五告示三六三・平二八告示五〇五・令二告示五〇三・一部改正)

(閲覧時間)

第三条 閲覧所における書類(法第三十条及び第五十六条(法第六十二条において準用する場合を含む。)並びに指定手續等条例第十四条の規定により閲覧に供する書類をいう。以下同じ。)の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分まで(正午から午後一時までを除く。)とする。

(平二四告示五六八・平二五告示三六三・一部改正)

(閲覧所の休業日)

第四条 閲覧所の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前二号に掲げる日を除く。)
- 四 国の行事で特に休日と定められた日

(臨時休業等)

第五条 書類の整理その他必要があるときは、前二条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を次に掲げる場所において掲示する。

一 県庁前の掲示場

二 奈良県地域創造部県民くらし課内

(平二〇告示四八二・平二八告示五〇五・令二告示五〇三・一部改正)

(閲覧申請書の提出)

第六条 書類を閲覧しようとする者は、閲覧申請書に住所、氏名、閲覧しようとする書類の種類その他必要な事項を記入し、係員に提出しなければならない。

(禁止行為)

第七条 書類を閲覧する者は、書類を汚損し、若しくはき損し、又は閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第八条 係員は、書類を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

一 前条の規定に違反したとき。

二 係員の指示に従わないとき。

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十年十二月一日から施行する。

(平二四告示一一九・旧附則・一部改正)

(休業日の特例)

2 平成二十四年七月二十一日から同年八月二十七日までの間に限り、第四条第一号中「土曜日」とあるのは、「月曜日」とする。

(平二四告示一一九・追加)

改正文(平成二〇年告示第四八二号)抄

平成二十年四月一日から施行する。

改正文(平成二四年告示第五六八号)抄

平成二十四年四月一日から施行する。

改正文(平成二四年告示第一一九号)抄
平成二十四年七月二十一日から施行する。

改正文(平成二八年告示第五〇五号)抄
平成二十八年四月一日から施行する。

改正文(令和二年告示第五〇三号)抄
令和二年四月一日から施行する。

改正文(令和六年告示第四百二十)抄
令和六年四月一日から施行する。